

札幌市学校施設冷房設備整備事業

実施方針

令和6年(2024年)8月1日

札幌市教育委員会

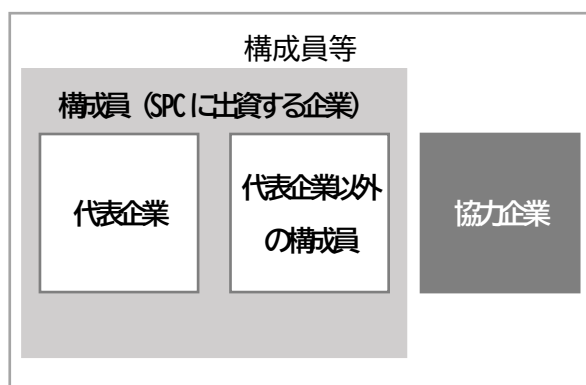
<目次>

I	特定事業の選定に関する事項	
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定に関する事項	3
II	事業者の募集及び選定に関する事項	
1	事業者選定に関する基本的事項	4
2	選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3	事業者の募集及び事務手続き等	5
4	入札参加者の構成等	7
5	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
6	事業提案の審査に関する事項	12
III	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1	リスク分担の方法等	14
2	業務品質の確保	14
IV	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
1	疑義対応	16
2	紛争処理機関	16
V	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
1	本事業の継続に関する基本的な考え方	17
2	継続が困難となった場合の措置	17
3	融資機関又は融資団と市との協議	18
VI	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1	法制上及び税制上の措置	19
2	財政上及び金融上の支援	19
3	その他の支援	19
VII	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	
1	議会の議決	20
2	情報提供	20
3	本事業において使用する言語、通貨単位等	20
4	入札参加に伴う費用負担	20
5	実施方針等に関する問い合わせ先	20
別紙1	本事業の対象校一覧	
別紙2	リスク分担表（案）	
別紙3	参考図書の貸与について	
別紙4	第1回現地見学会の実施要領及び留意事項	

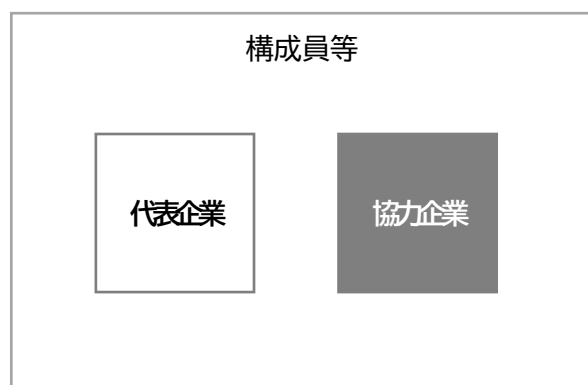
用語の定義

用語	定義
本事業	札幌市学校施設冷房設備整備事業をいう。
市	札幌市をいう。
冷房設備	本事業の対象となる冷房機器設備、配管設備及びその他の一切の設備等をいう。
対象校	本事業の対象となる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等をいう。
対象室	本事業の対象となる普通教室、特別支援学習室、通級指導教室、通級準備室、校長室、職員室、ミニ児童会館、教育支援センター諸室等をいう。
整備対象設備	冷房設備のうち、本事業において新設される設備をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
選定事業者	市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札説明書等	公募の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な文書をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員、協力企業）で構成される入札に参加しようとする者をいう。
SPC	特別目的会社をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人のうち、業務の一部を SPC から直接受託・請負し、SPC に出資を行う法人をいう。
構成員等	入札参加者を構成する法人及び協力企業をいう。
協力企業	SPC を設立する場合：入札参加者を構成する法人で、業務の一部を SPC から直接受託・請負するが、SPC には出資を行わない法人をいう。 SPC を設立しない場合：入札参加者を構成する法人で、業務の一部を代表企業から直接受託・請負する法人をいう。
代表企業	SPC を設立する場合：SPC から直接に業務を請負、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業をいう。 SPC を設立しない場合：構成員等を代表し入札手続きを行う企業をいう。
入札参加資格確認申請書類	入札参加資格要件を満たしていることを確認するための書類をいう。
参加資格確認基準日	入札参加資格確認申請書類の受付締切日をいう。
性能基準	事業契約に定める冷房設備の性能をいう。
実施方針等	実施方針及び要求水準書(案)をいう。
選定委員会	札幌市学校施設冷房設備整備事業者選定委員会をいう。

SPC を設立する場合



SPC を設立しない場合



I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

札幌市学校施設冷房設備整備事業

(2) 公共施設等の管理者

札幌市長 秋元 克広

(3) 事業目的

市では、令和6年度から令和9年度までにかけて、市立の小学校及び中学校等315校のうち、約180校の普通教室及び職員室等に冷房設備をPFI手法で、一斉整備する計画を検討している。

本事業は、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、対象校の対象室における冷房設備の効率的・効果的な新設を行うことで、夏季の室温を適切に保つことによる児童・生徒への望ましい学習環境を提供するとともに、総事業費の縮減を図ることを目的とするものである。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和7年(2025年)3月を予定）から、令和10年(2028年)3月末までとする。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が、自らの資金で設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、整備完了後、市に所有権を移転するBT(Build-Transfer)方式により実施する。

(6) 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。

なお、冷房設備の運転に必要な電力、ガス等のエネルギーの調達、供給は市が行い、その費用は、市が負担する。

ア 設計業務

(ア) 設計のための事前調査業務

(イ) 設計のための対象校の一般図（各階平面図、各対象室の代表平面詳細図、建具表、その他必要に応じた図）作成業務

(ウ) 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

(エ) その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

イ 施工業務

(ア) 施工のための事前調査業務

(イ) 整備に伴う一切の工事（冷房設備の設置、エネルギー関連の設備の整備、植栽その他既存施設等の移設・復元を含む。）

(ウ) その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

ウ 工事監理業務

(ア) 施工に係る工事監理業務

(イ) その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

エ 所有権移転業務

施工完了後の市への整備対象設備の所有権の移転業務

オ 統括管理業務

上記アからエの業務全体を総合的に把握、管理し、各業務間の連絡・調整等を適切に実施する業務

(7) エネルギーの種別

冷房設備の運転に必要なエネルギーの選定については、電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかからとし、エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点や整備完了後のメンテナンスが簡易となるように適切なものを選定し提案することとする。

(8) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る費用（金融機関等からの借り入れ等を行う場合の金利分も含む。）とし、市は、設計・施工期間にわたって、本事業の実施に必要なサービスの対価を選定事業者に分割して支払う。なお、支払い方法の詳細は、入札説明書等において提示する。

(9) 事業スケジュール（予定）

冷房設備の設計・施工は、3か年に分けて実施する。なお、具体的なスケジュールは以下のとおりとする。

契約締結日	令和7年(2025年)3月
設計・施工期間	令和7年(2025年)4月～令和10年(2028年)3月末
事業終了	令和10年(2028年)3月末

(10) 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理の各業務に関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等を本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

(11) 事業期間終了時の措置

事業期間終了時の冷房設備の性能は、市が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約書において規定する。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、公共サービスが同一水準にある場合において事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表方法

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を、その評価の内容と併せて、市ホームページにおいて速やかに公表する。なお、本事業の客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の基本的な考え方

本事業は、事業者が市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、市が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的なサービス提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

(2) 選定の方式

市は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

また、本事業は、WTO 政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」及びPFI法に基づいて実施する。

(3) 選定委員会の設置及び評価

落札者の選定にあたり、本市は、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等からなる選定委員会を設置する。

なお、選定委員会は非公開とし、入札参加者が、委員会の委員に対し、落札者選定までに本事業に関連して接触した場合は失格とする。

<選定委員名簿>

区分	氏名	所属機関（団体）名等
委員	小柳 秀光	北海学園大学 工学部 教授
委員	紺野 宏子	北海道教育大学札幌校 特任教授
委員	鈴木 良	鈴木法律事務所 弁護士
委員	都築 一雪	札幌市都市局 建築部長

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定する。

	日 程（予定）	内 容
令和6年 (2024年)	8月1日	実施方針等の公表
	8月2日 ～ 8月28日	実施方針等に関する質問及び意見の受付
	8月5日 ～ 9月20日	参考図書の貸与の申込期間
	8月2日 ～ 8月9日	第1回現地見学の申込受付
	8月19日 ～ 8月23日	第1回現地見学の実施
	9月13日	実施方針等に関する質問への回答の公表
	9月下旬	特定事業の選定及び公表
	10月上旬	入札説明書等の公表
	10月	参考図書の貸与の受付
	10月	第1回入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表
	10月	第2回現地見学の開催
	10月	入札参加表明及び入札参加資格確認申請書類の受付
	11月	参加資格確認結果の通知
	11月	第2回入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表
	12月	入札書及び提案書の受付
	12月	落札者の選定・公表
令和7年 (2025年)	1月	基本協定の締結
	2月	仮契約の締結
	3月	本契約の締結

3 事業者の募集及び事務手続き等

(1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領により受け付ける。受け付けた質問及び意見については、本事業の実施に向けて活用を図る。

ア 受付期間

令和6年(2024年)8月2日（金）から8月28日（水） 17：00 必着

イ 提出方法

「実施方針等に関する質問及び意見書（様式1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。その場合、メールタイトルは「実施方針等に関する質問及び意見（企業名）」と明記すること。

なお、質問及び意見書のファイル形式はMicrosoft Excel®とし、提出先アドレスはVII-5に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」を参照すること。

ウ 回答の公表

質問に対する回答は市ホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。

なお、提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

エ 実施方針等の変更

市は質問及び意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、市ホームページ等で公表する。

(2) 参考図書の貸与

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を貸与する。

なお、参考図書及び貸し出し手続きの詳細については、別紙3「参考図書の貸与について」を参照すること。

(3) 第1回現地見学会の実施

本事業の対象校のうち、一部の対象校について、現地見学の機会を設ける。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、別紙4「第1回現地見学会の実施要領及び留意事項」を参照すること。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業として本事業を選定後、入札説明書等を市ホームページに掲載し、公表する。

(5) 第2回現地見学会の実施

本事業の対象校について現地見学の機会を設ける。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示する。

(6) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付ける。また、受け付けた質問は、市の回答とともに公表する。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示する。

(7) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付

本事業の入札に参加しようとする事業者は、入札に先立ち、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類を提出すること。

なお、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

(8) 入札参加資格確認

入札説明書等に基づき入札参加資格の審査を行う。なお、確認の結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知する。

(9) 入札書及び提案書の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格審査通過者から入札書及び提案書を受け付ける。

なお、入札書及び提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

(10) 落札者の選定・公表

選定委員会にて、入札参加者からの提案書を審査し、落札者を決定する。

なお、結果については入札参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

(11) 基本協定の締結、仮契約の締結

市は落札者と協議を行い、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、本事業の事業契約について仮契約を締結する。

(12) 本契約の締結

本契約は市議会の議決を経た後に締結する。

4 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 冷房設備の設計業務を行う者、冷房設備の施工業務を行う者、冷房設備の工事監理業務を行う者により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの統括管理業務を行う者が構成員等となることを妨げない。

イ 同一の者が複数の業務を実施することを可能とする。ただし、施工業務を行う者が工事監理業務を行う場合、一つの対象校において、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできず、工事監理業務を行うことができるのは、施工業務を行っていない対象校に限るものとする。なお、「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

ウ 構成員等のうち、代表企業は以下の定義による。

(ア) SPC を設立する場合は、SPC から直接に業務を請負、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業をいう。

(イ) SPC を設立しない場合は、構成員等を代表し入札手続きを行う企業をいう。

エ 構成員等のうち、協力企業は以下の定義による。

(ア) SPC を設立する場合は、SPC から直接に業務を受託又は請負、かつ SPC に出資しない企業をいう。

(イ) SPC を設立しない場合は、代表企業から直接に業務を受託又は請負う企業をいう。
オ 再委託・再請負企業は、業務の一部を構成員等から請負う又は委託される構成員等以外の第三者をいう。

カ SPC を設立する場合において、落札した入札参加者の構成員は、仮契約締結までに札幌市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。構成員以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成員以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。

キ SPC を設立する場合において、構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、再委託・再請負企業に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。また、SPC を設立しない場合において、構成員等は、受託した又は請け負った業務の一部について、再委託・再請負企業に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。なお、再委託・再請負企業に委託、又は下請人する場合は、選定事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保すること。

(2) 複数応募の禁止

入札参加者は、他の入札参加者の構成員等になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員等になることはできない。

ただし、市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員等が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(3) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

(4) SPC の設立等

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立することを妨げない。ただし、SPC を設立する場合は、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と事業契約を締結するものとする。SPC は事業契約の仮契約の締結までに設立すること。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならないが、当該要件を満たしていない構成員等を含む入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格確認申請書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業に関して、選定委員会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者は、以下の要件を全て満たしていなければならないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ PFI 法第 9 条各号に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

オ 入札参加表明書の提出期限から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決済）の規定に基づく参加資格の停止措置を受けていない者であること。

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

キ 本事業のアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

(ア) 有限責任監査法人トーマツ

(イ) デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

(ウ) デロイトトーマツ PRS 株式会社

(エ) 森・濱田松本法律事務所

ク 入札参加者は、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

(2) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

冷房設備の設計業務、施工業務及び工事監理業務の各業務を行う構成員等は、上記(1)の要件のほか、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、SPC を設立する場合にあっては、SPC から以下のアからエの業務を行う者として業務を受託する者とする。

ア 「設計業務」を行う者の要件

「設計業務」を行う者は、下記の要件を全て満たしていること。

(ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

(イ) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士若しくは一級管工事施工管理技士の資格を持つ者を配置できること。

イ 「施工業務」を行う者の要件

提案する工事が電気工事又は管工事のいずれかを実施する場合には、実施する工事内容に合わせて、入札参加資格確認申請書類提出日において、以下の「電気」又は「管」のいずれかにおいて、全ての要件を満たしていること。なお、提案する工事が電気工事及び管工事のいずれも実施する場合には、入札参加資格審査書類の提出日において、以下の「電気」及び「管」の両方について、全ての要件を満たしていること。「施工業務」を行う者が複数の場合は、「電気」又は「管」の要件を少なくとも 1 者が全て満たし、複数者で「電気」及び「管」の両方の要件を全て満たしていること。

(ア) 「電気」

a. 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「電気工事」に登録されている

こと。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに区分において札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。

- b. 構成員等のうち施工業務を行う者は、建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c. 構成員等で施工業務を行う者のうち 1 社は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気」の総合評定点が 700 点以上であること。

(イ) 「管」

- a. 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「管工事」に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに区分において札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。
- b. 構成員等のうち施工業務を行う者は、建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c. 構成員等で施工業務を行う者のうち 1 社は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 700 点以上であること。
- d. 平成 26 年度以降に、教育施設又はそれに類する施設の空調設備等の施工の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

ウ 「工事監理業務」を行う者の要件

「工事監理業務」を行う者は、下記の要件を全て満たしていること。

- (ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（大分類「工事」又は「建設関連サービス業」）に登録されていること。なお、入札に参加しようとする者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、入札参加資格確認申請書類の提出までに札幌市競争入札参加資格申請を行い、登録を受けること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士若しくは一級管工事施工管理技士の資格を持つものを配置できること。

(3) 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満

たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消す。

ただし、構成員のうち、1 ないし複数の者が参加資格を喪失した場合において、下記ア、イに記載する要件を満たしたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、事業契約締結日までに市が認めたときは引き続き有効とする。

なお、下記ア、イに該当する場合であっても、代表企業が参加資格要件を喪失したときは、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

ア 参加資格を喪失しなかった者（以下「残存企業」という。）のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たし、かつ、残存企業の中から参加資格を喪失した者（以下「喪失企業」という。）が行う予定であった業務を代替する者を特定したうえで、残存企業のみで入札参加者を再編成するとき

イ 喪失企業と同等の能力・実績を持ち、かつ、入札参加者の参加資格要件を満たす者を新たに構成員として加え再編成するとき

(4) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、札幌市が札幌市情報公開条例（令和 4 年 12 月改正）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は入札提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。なお、選定事業者の入札提出書類の著作権は、事業契約の締結により市に無償での使用許諾が付与されるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うこととする。

ウ その他

入札提出書類は返却しない。

6 事業提案の審査に関する事項

(1) 審査の内容

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

(2) 審査の手順

ア 入札参加資格審査

入札参加者が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているか審査する。満たさない場合は失格とする。

イ 提案審査

入札参加資格審査を通過した者から提出された入札提出書類について、落札者決定基準に従い、基礎審査（提案書類における要求水準の達成の確認）を行う。その後、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、定量的評価及び定性的評価を行い、最優秀提案者を決定する。評価方法の詳細や評価の視点については、入札説明書等で提示する。

(3) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。この場合、市は速やかにその旨を市ホームページにおいて、公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は入札参加者の負担とする。

(4) 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。この場合、市は速やかにその旨を市ホームページにおいて、公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は入札参加者の負担とする。

Ⅲ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙2「リスク分担表(案)」によることとする。具体的内容については、実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準書に提示する。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

(2) 事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が、冷房設備に係る性能基準を満たすことを、選定事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書において提示する。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用するものとし、その方法及び内容等については、事業契約書において提示する。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工及び工事監理等の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書において提示する。

IV 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈又は事業契約に規定のない事項について疑義が生じた場合は、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 紛争処理機関

事業契約に関する全ての紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じる。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 選定事業者の財務状況が著しく悪化したことや、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に認められる場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき選定事業者に対して市が被った損害の賠償を請求することができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、選定事業者は、被った損害について賠償を請求することができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 協議の結果、事業の継続が困難と両社が合意した場合、又は事業の継続が困難と市が判断した場合、事業契約を解除することができるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 融資機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、選定事業者の本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

VI 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

3 その他の支援

市は、選定事業者が本事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、必要に応じて選定事業者に協力することとする。

Ⅶ その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、事業の実施にあたり、以下の(1)及び(2)について議会の議決を必要とする。なお、議案の否決や修正により、本事業の実施が不可能となった場合には、本事業を中止又は変更する場合がある。

(1) 債務負担行為

本事業の入札公告までに、債務負担行為の設定を行う。

(2) 事業契約

本事業の着手前に事業契約を締結する。

2 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページに掲載し提供する。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 入札参加に伴う費用負担

入札参加に要する費用については、全て入札参加者の負担とする。

5 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、市ホームページに掲載し、公表する。

担当	札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課
住所	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル
電話	011-211-3835
FAX	011-211-3837
ホームページアドレス	https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/keiyaku/gakkoreiboupfi.html
電子メールアドレス	kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp